

令和元年度第 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 21 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 1 8〕

教育委員会体育振興課〔2 5 - 6 4 7 1〕

① 件 名
石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 石巻市総合運動公園第三工区については、平成 26 年度から整備が進められており、今般「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」の整備が完了する。 また、石巻市震災復興基本計画に基づき、大規模公園の整備が進められており、完成後の施設の有効活用及び適切な管理・運営が課題となっている。</p> <p>【目的】 石巻市総合運動公園第三工区のうち、令和元年 7 月 1 日から「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」の供用を開始するもの。 また、民間の優れた技術力や経営ノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を図ることを目的とした指定管理対象公園については、現在、石巻市総合運動公園の有料公園施設に限定されているが、その他の公園・施設などにも拡充するため、指定管理者制度導入を可能にするための条件整備を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 条） 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号） 石巻市都市公園条例（平成 17 年石巻市条例第 262 号） 石巻市都市公園条例施行規則（平成 17 年石巻市規則第 152 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画 第 3 章 施策の展開 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 大区分 3 減災まちづくりの推進 都市基盤の復旧・復興 公園緑地の整備 石巻市スポーツ推進計画 基本施策： スポーツ活動を支える環境づくりの充実 ①地域スポーツ環境の充実 石巻市行財政運営プラン 基本目標 4： 公共施設の適正な管理・運営 ・適正な管理・運営の検討 ・指定管理者制度の導入</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【石巻市総合運動公園第三工区の整備】 平成 26 年～ 石巻市総合運動公園第三工区の整備 平成 30 年 4 月 フットボールフィールド第 1・第 2、テニスコートの供用開始 平成 31 年 3 月 こども広場の供用開始 令和 元年 7 月 多目的フィールド、フットボールフィールド更衣室の供用開始予定</p> <p>【施設等の管理・運営】 平成 30 年～ 石巻市総合運動公園の指定管理者制度導入に関する検討（教育委員会） 石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理手法の検討（復興事業部・建設部）</p>

⑤ 主な内容

1 石巻市総合運動公園第三工区の「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」について、施設名・使用料を新たに規定するとともに、現行のシャワー使用料を見直すもの。

① 多目的フィールド 1面

	一般	大学生	高校生	中学生以下
1時間につき	1,440円 (1,200円)	1,080円 (900円)	720円 (600円)	360円 (300円)

※（ ）内は、令和元年9月30日までの使用料

② フットボールフィールド更衣室

- ・更衣スペース（4室：1室当たり25人収容可能）の利用は無料
 - ・ユニットシャワー設備（脱衣スペース有：6区画）1回5分100円
- ※フットボールフィールド利用者に限定したものではなく、個人利用も可能

③ 市民球場、フットボール場更衣室シャワー使用料の見直し

- ・今回整備されるシャワー設備と料金を統一し、現行1回50円から1回100円に改定

2 石巻市都市公園条例における指定管理条項の改正による管理対象施設・公園の拡充

① 指定管理対象施設・公園の拡充

- ・現行 有料公園施設のうち総合運動公園（1公園）
- ・改正 全ての都市公園・施設（87公園）

② 利用料金の収入規定の変更

- ・現行 市の収入とし、徴収業務のみを指定管理者へ委託
- ・改正 利用料金を指定管理者の収入とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

新たな施設の整備により、利用者に対するサービス向上や既存施設との連携による競技環境の向上が図られ、各種スポーツ大会の増加が見込まれる。

また、都市公園における指定管理対象公園等の拡充により、管理運営について、指定管理者制度の導入が促進され、業務コストの改善、行政の業務負担の軽減、利用者の評価（サービスの質）の向上が期待される。

【市財政への負担】

指定管理料については、各都市公園の指定管理者制度導入検討時に算定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【多目的フィールド】

石巻市総合運動公園「ふれあいグラウンド」と同額設定

【シャワー設備】

施設名	利用料金	その他
宮城県宮城野原運動公園テニスコート	100円/人	5分・個人利用
仙台市陸上競技場	100円/人	5分・個人利用
仙台市泉総合運動場（サッカー場・庭球場等）	施設利用者は無料	

【都市公園における指定管理者導入条件等】

団体名	指定管理対象公園	利用料金の取扱
宮城県	全ての都市公園	指定管理者の収入
仙台市	有料公園施設が設けられている都市公園の全部又は一部	市の収入
大崎市、多賀城市	有料公園施設のみ	指定管理者の収入
東松島市、塩釜市、女川町	なし	—

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市都市公園条例の一部改正について提案

（令和元年7月1日施行予定）

石巻市都市公園条例施行規則の一部改正（令和元年7月1日施行予定）

⑨ その他